

路上作業届 (一般用)

令和 年 月 日

千葉県葛南土木事務所長

住 所

氏 名

担 当 者

連絡先 TEL:

下記のとおり路上作業を実施したいので届けます
記

作業目的	
作業場所	一般県道 ・ 主要地方道 ・ 一般国道(14号・296号・464号) 線 歩道 ・ 車道 ・ 巻込(上・下・中) ・ km ----- 住 所 : 千葉県 市
作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間) ----- (平日) : ~ : (休日) : ~ :
工事業者	責任者: TEL:
添付図書	
特記事項	
指示事項	【作業届出全般】 1. 作業実施にあたり、道路本体若しくは道路付属物施設等に損傷を与えた場合は、原因者の責において原形復旧すること。 2. 周辺道路工事との調整を行うこと。 3. 作業実施時には、路上作業届を必ず携帯すること。(コピーでも可) 4. 本届出とは別に、所管警察署から道路使用許可を受けること 5. 作業終了後、作業写真(前・中・後ろ)を添え、速やかに終了届を提出すること。 【添付書類について】 下記の書類については必ず添付を行うこと (1. 案内図 ・ 2. 保安図(規制帯図) ・ 3. 工程表 ・ 4. 現況写真)
令和 年 月 日付けで届出のあった作業の実施を了承する。 なお、上記指示事項を順守すること。 令和 年 月 日 千葉県葛南土木事務所長 印	

注1) 本書を2部作成(1部は事務所長印を押印したものを届出者へ渡す。1部は事務所の控え)。

注2) 作業開始7日前までに届出すること。

注3) 原則として、道路工事を伴わない作業であること。

道路占用申請のための試掘工事については、事務所担当者の指示によること(道路法第24条or本書)

注4) 作業期間は、最大1週間までとする。(1週間を超える場合は、新たに届出すること。)

※本書は、他の道路管理者および道路法第36条該当事業者以外を対象とする。